

(別紙様式第5号) 11条変更公告

矢板市告示第35号

令和4年3月31日付け矢板市告示第28号により告示した矢板農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更の案を、当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

なお、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第2項の規定により、矢板市内に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに矢板市に意見書を提出することができる。

また、同法第13条第4項の規定により準用する同法第11条第3項の規定により、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更の案に対して異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に矢板市にこれを申し出ることができる。

令和6年4月17日

矢板市長 森島 武芳

1 縦覧期間

自 令和6年4月17日  
至 令和6年5月17日

2 縦覧場所

矢板市 農林課 矢板市本町5番4号

3 その他

(1) 意見書の提出方法等

- ア 書面にて矢板市農林課へ提出のこと。
- イ 意見を述べる者は意見の他、住所、氏名を記載し押印すること。
- ウ 意見書が提出された場合は、意見書の要旨をとりまとめ処理結果を公告することとする。

(2) 異議の申出方法等

- ア 書面にて矢板市農林課へ提出のこと。
- イ 申出者は農地計画の案、異議の趣旨及び理由、住所、氏名、縦覧があったことを知った年月日、申出年月日を記載し押印すること。